

公務員(国家公務員、地方公務員)の免職法制の活用を
—「簡素で効率的な政府」づくりの前提条件を考える—

林 明夫

Q：国および地方の行政改革は、民間企業の目から見れば財務がほぼ破綻状況にあるため避けて通れないようです。国や地方自治体の予算のうち人件費の占める割合が高いようですが、公務員は財政状況悪化を理由に免職つまり解雇できるのでしょうか。

A：(林明夫：以下省略)公務員の身分を規定する国家公務員法と地方公務員法の上では、免職つまり解雇は可能です。

『国家公務員法 78 条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、人事院規則の定めるところにより、その意に反してこれを降任し、又は免職することができる。

四(号)官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合』

『地方公務員法第 28 条 ①職員が左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

四(号)職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合』

Q：国家公務員、地方公務員ともに、仕事がなくなったり、仕事に割当てられた定員が削減されたり 0(ゼロ)になったりしたときや予算が少なくなって仕事がなくなったり、人員が多すぎたときは免職つまり解雇できるのですね。驚きました。今までに、この条文を使って免職つまり解雇をしたことはあるのですか。

A：昭和 20 年代の前半、吉田内閣の下で、戦争が終わって軍隊から戻った国家公務員数万人は、国家公務員法第 78 条第 4 号の適用があり免職つまり解雇されたようです。以来、この国家公務員法第 78 条第 4 号の適用事例はありません。

Q：林さんは、国家公務員や地方公務員の免職つまり解雇には賛成なのですか。

A：仕事がなくなったり、財政状況が悪化して予算が組めなくなったなど国家公務員法第 78 条第 4 号や地方公務員法第 28 条第 4 号に規定されている場合には、公務員であっても免職つまり解雇される場合があります。

「簡素で効率的な政府(中央政府、地方政府)」づくりに、この法律を積極活用すべきと考えます。

Q：この法律を活用するにはどうしたらよいのですか。

A：国家公務員法第 78 条に関する「人事院規則」を定めることが先決です。先頃、憲法改正に関する国民投票法が制定されました。憲法の条文の中には国民投票を経て憲法を改正する条項があるのに、憲法改正の国民投票法という手続き法がないために、実質上憲法改正ができない状況が憲法制定以来続きました。法的整合性の欠如、何もしなかったこと責任(不作為責任、ふさくいせきん)が問われ、先頃ようやく憲法改正に関する国民投票法が成立の運びとなりました。同様に、この国家公務員法第 78 条の国家公務員の免職条項についても、人事院規則の未整備は、法的整合性の欠如、何もしなかったこと責任つまり不作為(ふさくい)責任が問われますので、早急な法規定の整備が求められます。

Q：地方公務員についてはどうお考えですか。

A：『地方公務員法第 28 条第 3 項 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續き及び効果は、法律に特別の定めのある場合を除く外、条例で定めなければならない』

全自治体の免職に関する条例を自治体倒産の時代に合ったように見直すと同時に、地方公務員に関する免職法を国会で整備することも検討すべきと考えます。

国家公務員について人事院で規則を制定することが困難であるなら、国家公務員法第 78 条から「人事院規則の定めるところにより」の文言を削除し、これに変えて「法律の定めるところにより」の文言を入れて国家公務員免職法の整備をすべきと考えます。

国家財政、地方自治体財政の危機的状況を打開するために、「国家公務員免職法」と「地方公務員免職法」の立法措置をとることを私は提言したいと思います。

公務員の世界に「免職」つまり「失業」の概念を、国家公務員法第 78 条第 4 号と地方公務員法第 28 条第 1 項第 4 号を活用して入れることが、「簡素で効率的な(中央・地方)政府」づくりには不可欠と考えます。

Q：公務員には、雇用保険つまり失業保険はあるのですか。

A：免職という法制度はあっても、実際に行われることはほとんどありませんでした。公務員には失業という概念もなく、そのためか、公務員の雇用保険つまり失業保険制度はないようです。

私は、民間企業と同じように、公務員にも免職があり、失業という概念が今後生じるのであれば、雇用保険つまり失業保険制度を早急に検討すべきと考えます。

公務員の労働基本権の問題を考える前提として、公務員の免職つまり解雇法制の活用と公務員への失業の概念の導入、失業保険の整備について考えました。

皆様は、どうお考えですか。

2007 年 9 月 5 日(火) 15:00～17:00
日本工業倶楽部 5F 第 6 会議室
社団法人経済同友会
2007 年度行政改革委員会第 2 回会合
「労働基本権と公務員制度改革」
行政改革推進本部専門調査会座長
学習院大学法学部教授 佐々木毅氏